

施設長 各位

那覇市医師会
会 長 山城千秋
副会長 宮城政剛



平素より医師会事業へのご支援ご協力賜り感謝申し上げます。
県庁より「新型コロナウイルス感染症の検査・相談体制について」のご案内が届きましたので、下段にてご案内申し上げます。

☆ 問合せ先(那覇市医師会 事務局:上地・上原 / 電話 098-868-7579)

.....記.....

保 地 第 1341 号
令和2年9月4日

沖縄県医師会長
各地区医師会長 } 殿

保健医療部長
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症の検査・相談体制について

平素より、本県の感染症対策の推進に御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の検査機会拡充を図るため、濃厚接触者以外の相談・検査体制については、別添のとおりコールセンターが一括して相談窓口となり、相談内容に応じて最寄りの診療所または検査協力医療機関のいずれかを紹介することとしましたのでお知らせします。

また、症状のない濃厚接触者のPCR検査については、令和2年8月8日より65歳未満の者について一部制限しておりましたが、令和2年9月7日より再開する方針とします(同日以降に保健所が濃厚接触者と特定した者が対象)。なお、濃厚接触者からの相談及び受診調整はこれまでと同様に保健所が実施し、軽症例および無症状者は検査協力医療機関及び検体採取センターと連携している診療所に、緊急に検査が必要な場合や重症化リスクのある者等は指定医療機関及び協力医療機関に紹介することとします。

つきましては、新型コロナウイルス感染症に係る外来診療及び検査について、令和2年8月13日付保地第1166号で依頼したとおり、引き続き御協力頂きますようお願い申し上げます。

また、貴職におかれましては、ご多忙のところ大変恐縮ですが別紙通知を貴会所属対象医療機関あて送付して頂きますよう宜しくお願い申し上げます。

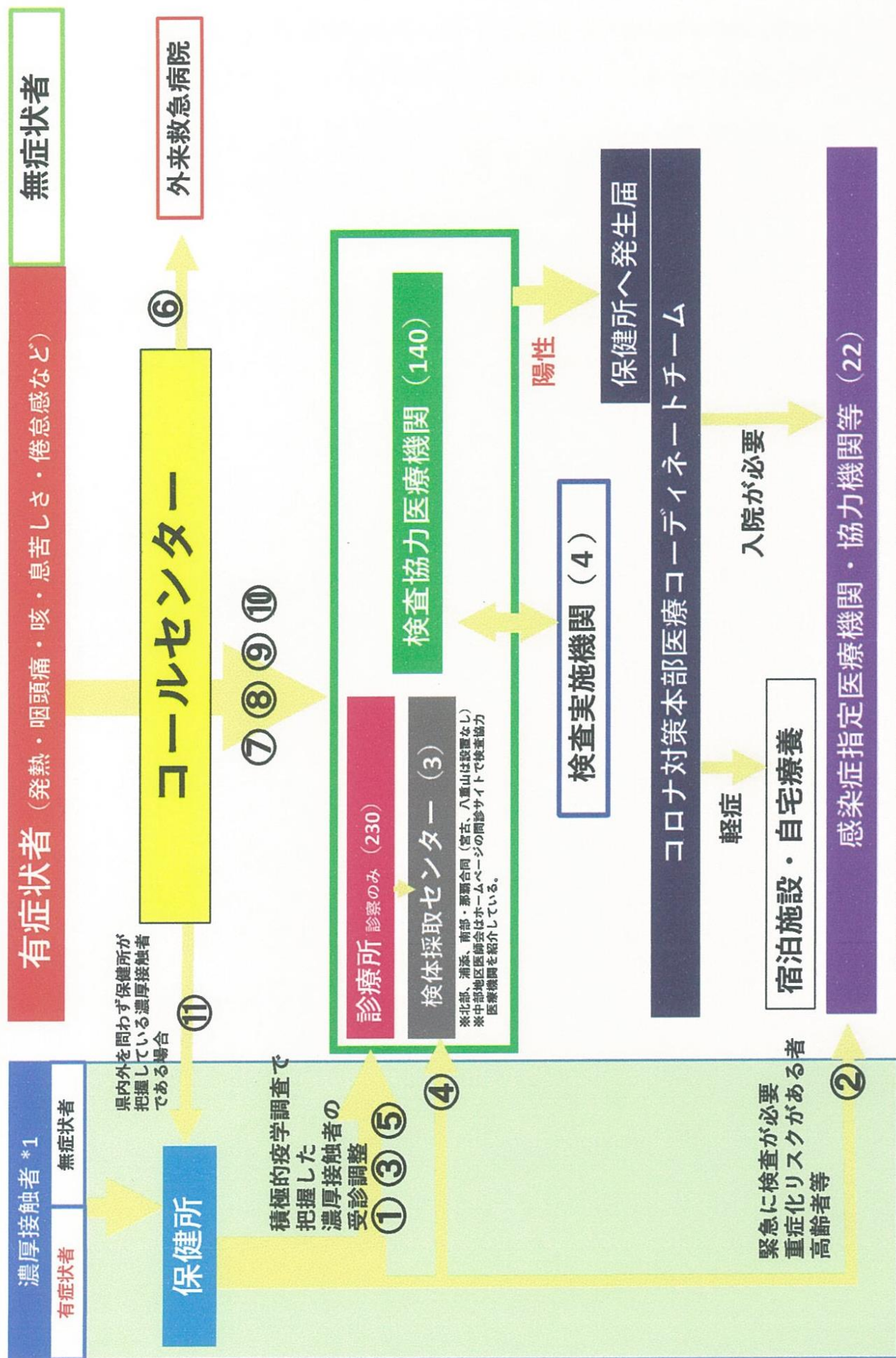
記

参考資料(別添)

1. 新型コロナウイルス感染症 相談・受診フロー(関係機関向け)
2. 新型コロナウイルス感染症 相談・受診フロー(関係機関向け)説明
3. 検査協力医療機関における外来診療及び検査のお願い、等
4. 新型コロナウイルス感染症 相談・受診フロー(県民向け)

沖縄県保健医療部地域保課
結核感染症班 担当:岡野、久高
TEL:098-866-2215 FAX:098-866-2241
新型コロナウイルス感染症対策本部総括情報部
検査企画チーム 担当:平良
TEL:098-866-2014

新型コロナウイルス感染症 相談・検査フロー（関係機関向け）



*1 濃厚接触者とは、保健所の聞き取り調査により認定された方のことを指します。
() 内は医療機関の数

相談・検査フロー(関係機関向け)の説明 ver.1

保健所対応:①～⑤

コールセンター対応:⑥～⑪

① 濃厚接触者で症状がある場合

- 保健所が、検査協力医療機関に紹介
- 検体採取を行い衛研・AVSS・OIST で行政検査を実施

② 濃厚接触者で症状があり緊急に検査が必要な場合

- 保健所が、感染症指定医療機関、協力医療機関に紹介
- 検体採取を行い衛研・AVSS・OIST で行政検査を実施

濃厚接触者とは、保健所の聞き取り調査により認定された方のことを指します

③ 濃厚接触者で無症状の場合 A

- 保健所が検査協力医療機関に紹介
- 検体採取を行い、保険診療による検査実施

④ 濃厚接触者で無症状の場合 B

- 保健所が地区医師会の検体採取センターを紹介
- 検体採取を行った後、検体を保健所が回収し、衛研で行政検査を実施

⑤ 濃厚接触者で無症状の小児の場合

- 保健所が小児に対応する検査協力医療機関を紹介(小児科、耳鼻咽喉科)
- 検体採取を行った後、保険診療による検査実施

⑥ 緊急性の高い症状がある場合

- コールセンターから救急外来の受診を進める。

⑦ 発熱等の症状がある場合

- コールセンターから診療所(医師会契約クリニック)を紹介
- 診察後検体採取のために検体採取センター*を紹介、保険診療による検査実施
* 北部地区、浦添市、那覇市、南部地区のみ(宮古、八重山地区は設置なし)
* 中部は、地区医師会がホームページの問診サイトで検査協力医療機関を紹介

⑧ 発熱等の症状がある場合(診療所が紹介出来ない場合)

- コールセンターから検査協力医療機関を紹介
- 検体採取を行い、保険診療による検査を実施

⑨ 患者と接触した可能性があり無症状の場合(接触確認アプリ COCOA で通知のあった方を含む)

- コールセンターから検査協力医療機関を紹介
- 検体を採取し、保険診療により検査を実施

⑩ 患者と接触した可能性がなく無症状の場合

- コールセンターから無症状でも検査対応する検査協力医療機関を紹介
- 検体を採取し、自費で検査を実施(医師が必要と判断した場合は保険診療)

⑪ 相談者が、県内外を問わず保健所が把握している濃厚接触者である場合

- コールセンターから保健所を紹介

* 検査協力医療機関を紹介する際は、公表可の医療機関を優先して紹介すること

検査協力医療機関における新型コロナウイルス疑い患者等の検査について

1. 保健所からの依頼を受けた濃厚接触者等

速やかに陽性者を発見する観点から、全ての濃厚接触者を検査対象とし、検査を行う（初期スクリーニング）。

検査結果が陰性だった場合であっても、「患者（確定例）」の感染可能期間の最終曝露日から 14 日間は健康状態に注意を払い、前向きフォローアップとして、発熱や呼吸器症状、倦怠感等を含む新型コロナウイルス感染症の可能性がある症状が現れた場合、医療機関受診前に、保健所へ連絡するように依頼し、症状の軽重に拠らず、検査を実施する。

2. 感染している蓋然性がある方（14 日間の健康観察は不要）

①特定の地域や集団、組織等において、関連性が明らかな患者が少なくとも複数発生しているなど、検査前確率が高いと考えられ、かつ、濃厚接触を生じやすいなど、クラスター連鎖が生じやすいと考えられる状況にあると認められる場合における、当該地域や集団、組織等に属する者

②感染者が多数発生している、またはクラスターが発生している地域（保健所管内）において、医療施設、高齢者施設等に勤務する方や当該施設に既に入院・入所されている方及び新規に入院・入所される方

③新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）の利用者のうち、新型コロナウイルス感染症の陽性者と接触した可能性があるとして通知を受けた者

（新型コロナウイルス感染症に係る行政検査に関する Q & A について（その 3）令和 2 年 8 月 21 日事務連絡）

3. 症状や新型コロナウイルス感染症患者の接触歴の有無など医師が総合的に判断した結果、新型コロナウイルス感染症と疑う者

新型コロナウイルス感染症にかかる PCR 検査は、新型コロナウイルス感染症のまん延防止に加えて、本人に対する感染症の治療へ繋げる観点から行われています。

今般、PCR 検査に保険適用されましたが、現在のところ、医師の判断により診療の一環として行われ、検査協力医療機関で実施する保険適用される検査については、前述のとおり行政検査と同様の観点を有することから、同検査を実施する医療機関に対して、県等から行政検査を委託しているものと取り扱い、当該検査費用の負担を本人に求めないことといたします。

（新型コロナウイルス感染症に係る行政検査の取扱いについて、健感発 0304 第 5 号 令和 2 年 3 月 4 日）

感染症予防対策に関する注意事項

全ての患者の診療において、標準予防策であるサージカルマスクの着用と手指衛生の励行の徹底をお願いするとともに、新型コロナウイルス感染症（疑い）患者に対しては、標準予防策に加えて、飛沫予防策及び接触予防策の実施をお願い致します。

1. 疑い例が新型コロナウイルス感染症以外の疾患の患者と接触しないよう、可能な限り動線を分ける（少なくとも診察室は分けることが望ましい）こと。
2. 患者から採取された唾液検体を回収する際には、サージカルマスク及び手袋を着用すること。
3. 患者の鼻腔や咽頭から検体を採取する際には、サージカルマスク等、眼の防護具（ゴーグル又はフェイスシールド）、ガウン及び手袋を装着すること。
・患者に対し、エアロゾルが発生する可能性のある手技（例えば気道吸引、下気道検体採取等）を実施する場合は、N95マスク（またはDS2など、それに準ずるマスク）、眼の防護具（ゴーグル又はフェイスシールド）、ガウン及び手袋を装着すること。
4. 患者の診察において上記感染予防策をとることが困難である場合は、最寄りの帰国者・接触者外来に紹介すること。
5. 基本的にシューズカバーをする必要はないこと。
6. 個人防護具を着用中また脱衣時に眼・鼻・口の粘膜を触れないように注意し、着脱の前後で手指消毒を実施すること。
7. 新型コロナウイルス感染症患者の診療に携わった医療機関の職員は、濃厚接触者に該当するかに関わらず、毎日検温を実施し、自身の健康管理を強化すること。

応招義務について

患者が発熱や上気道症状を有しているということのみを理由に、当該患者の診療を拒否することは、応招義務を定めた医師法（昭和23年法律第201号）第19条第1項における診療を拒否する「正当な事由」に該当しないため、診療が困難である場合は、少なくとも帰国者・接触者外来や新型コロナウイルス感染症患者を診療可能な医療機関への受診を適切に勧奨することをお願い致します。

新型コロナウイルス感染症患者を診療できる医療機関につきましては、沖縄県新型コロナウイルス感染症コールセンター（電話098-866-2219）へお問い合わせください。

PCR検査・抗原検査の費用について

診療に係る自己負担額を受診者から徴収する際、PCR検査または抗原検査にかかる費用は県が負担致しますので、患者からの徴収しないで下さい。

(例)

1. PCR 検査を実施した場合：1,950点（1,500点）

PCR 検査料（「SARS-CoV-2（新型コロナウイルス）核酸検出」）1,800点（1,300点）
微生物学的検査判断料；150点

2. 抗原検査を実施した場合：744点

抗原検査料（「SARS-CoV-2（新型コロナウイルス）抗原検出」）；600点
免疫学的検査判断料；144点

（括弧内）は、検体採取を行った検査協力医療機関等以外の施設へ輸送し検査を実施した場合以外の場合（自らの施設内で行った場合）

3. 診療報酬の請求

検査協力医療機関等は通常の診療報酬の請求（レセプト送付）において、社会保険診療報酬支払基金又は国民健康保険団体連合会に費用の請求を行って下さい。

社会保険診療報酬支払基金又は国民健康保険団体連合会は、都道府県等に代わって、検査協力医療機関等に上記に要した金額を支払います。

（新型コロナウイルス感染症に係る行政検査の取扱について、健感発0304第5号）

「新型コロナウイルス感染者等情報把握・管理支援システム（HER-SYS）」

入力をお願い

検査協力医療機関は、契約に基づき実施した検査の結果についてその結果を問わず、速やかに所管の都道府県等に報告する必要があります。当該報告は、やむを得ない事情がある場合を除き、検査協力医療機関が「新型コロナウイルス感染者等情報把握・管理支援システム」（以下「HER-SYS」という。）に入力することにより行うこと。この場合において、検査協力医療機関等は、検体採取日当日中に「氏名」、「検体採取日」、「検査方法」、「検体」の項目を、検査結果判明日当日中に「結果」の項目をHER-SYSに入力することが望ましい。なお、患者数が増加している場合など業務量の状況によっては、検体採取時点では直ちに入力できる氏名（漢字及びカタカナ）、生年月日、連絡先（住所、電話番号、メールアドレス）等の基本情報のみの入力とし、他の情報については検査の結果が出た際に入力することとしても差し支えありません。

<https://stop.cov19.mhlw.go.jp/signin/>

用語の定義

1. 「検査協力医療機関」とは

帰国者・接触者外来及び検査センター以外の医療機関のうち、「新型コロナウイルス感染症に係る行政検査の取扱いについて」（令和2年3月4日健感発0304第5号）に基づき、新型コロナウイルスの行政検査の委託契約を締結しているものを「検査協力医療機関」という（つまり、同通知に基づき、感染症指定医療機関、それ以外の医療機関で感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第104号。以下「感染症法」という。）第19条又は第20条に基づき入院患者が入院している医療機関及び帰国者・接触者外来と同様の機能を有する医療機関として都道府県等が認めた医療機関として感染症法第15条に基づく調査に関する委託契約を締結した医療機関のうち、帰国者・接触者外来及び検査センターを除くものを「検査協力医療機関」という）。

2. 「行政検査」とは

感染症法15条に基づく積極的疫学調査の一環として行われる病原体の検査をいう。

3. 「患者」とは

臨床的特徴等から新型コロナウイルス感染症が疑われ、かつ、検査により新型コロナウイルス感染症と診断された者。

4. 「無症状病原体保有者」とは

感染症の病原体を保有している者であって当該感染症の症状を呈していないものをいう。

5. 「疑似症患者」とは

臨床的特徴等から新型コロナウイルス感染症が疑われ、新型コロナウイルス感染症の疑似症と診断された者。

臨床的特徴：潜伏期間は1～14日（通常5～6日）。主な症状は、発熱、咳、全身倦怠感等の感冒様症状であり、頭痛、下痢、結膜炎、嗅覚障害、味覚障害等を呈する場合もある。一部のものは、主に5～14日間で呼吸困難等の症状を呈し、胸部X線写真、胸部CTなどで肺炎像が明らかとなる。

6. 「濃厚接触者」とは

患者（確定例）の感染可能期間に接触した者のうち、次の範囲に該当する者である。患者（確定例）と同居あるいは長時間の接触（車内、航空機内等を含む）があった者 適切な感染防護無しに患者（確定例）を診察、看護若しくは介護していた者 患者（確定例）の気道分泌液もしくは体液等の汚染物質に直接触れた可能性が高い者 その他：手で触れることの出来る距離（目安として1メートル）で、必要な感染予防策なしで、「患者（確定例）」と15分以上の接触があった者（周辺の環境や接触の状況等個々の状況から患者の感染性を総合的に判断する）。

相・裕・換・口・一・(豊・民・向・大)

